

## 令和5年5月以降の入札手続きを一部変更します（各方式の詳細）

### 指名競争入札の場合（入札指名通知書による入札）

○ 令和2年5月から実施していた緊急措置対応の廃止及び特に大きな変更

（1） 入札会場への入室者規制の廃止について

- ・ 緊急措置期間に実施した入札会場への入室規制と立会人の選出は廃止します。
- ・ 当該案件の入札参加者であれば、全ての方が入札会場に入室できます。

（2） 落札可能件数届出書の廃止について

- ・ 全ての参加者が入札会場に入室できるため、「落札可能件数届出書」は廃止します。
- ・ 複数の案件に参加される場合で、落札結果により、以降の入札を辞退する場合は、入札会場に参集いただき、案件ごとに判断して提出いただくか、「以降の入札を辞退する」旨の意思表示を行っていただきますようお願いいたします。

※万一、落札決定後に契約ができなくなった場合は、指名停止となりますので十分注意してください。

（3） 2回目の入札（再度入札）を、後日入札から即時入札に変更

- ・ 参加者の規制を行っていたため、2回目の入札（再度入札）は、日を改めて後日に行っていましたが、再度入札はコロナ禍以前と同様に入札会場ですぐに入札を行います。再度入札は、会場にいる対象者にその場で入札書を提出していただきます。そのため事前提出した場合でも、再度入札となった場合に参加する意思をお持ちの際は、当日会場に参集をお願いします。

（詳しくは、下記の「7 再度入札について」を参照ください）

1 入札指名通知書による通知

- ・ 志摩市から指名通知書等を郵送します。

2 入札書の受付期間について

- ・ 入札指名通知書到着日から提出可能です。（※質問回答日を考慮の上、提出をお願いします。）

3 入札書（封書）提出について

- ・ 入札時刻までに会場へ参集し、着席前に入札書等を入れた封書の提出をお願いします。
- ・ または、入札指名通知書到着日から入札時刻までの間であれば事前に提出もできます。提出方法は、持参または郵送（郵送は書留：入札日の前日に必着）となります。

※事前提出した場合でも、再度入札となった場合に参加する意思をお持ちの際は、当日会場に参集をお願いします。（詳しくは、下記の「7 再度入札について」を参照ください）

（1） 事前提出の方法

- ア 持参による場合 入札指名通知書到着日から入札日の前日までの間は、財政課窓口へ提出

をお願いします。前日までに提出できない場合は、当日の時間までに入札会場に直接持参してください。

※持参は、開庁日の午前 8 時 30 分～午後 5 時までの間をお願いします。  
(正午～午後 1 時の間、土日、祝日等を除く。)

イ 郵送による場合 簡易書留又は一般書留で郵送をお願いします。(ポスト投函は不可)。「郵便提出用入札封筒の作成例」を参考に封書し、財政課へ入札日の前日までに必着としてください。

(宛先) 〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22  
志摩市役所 財政課 行

※ 必着することが不確定な場合は、持参にて提出してください。

※ 郵送の注意

到着トラブル防止のため、郵便局の窓口にて「一般書留」、「簡易書留」のいずれかの方法により郵送してください。差出控えは、入札が終わるまでは大切に保管してください。

(2) 事前提出の際の注意

- ・提出後は差替え、再提出等ができなくなります(無効要件に該当)。案件で不明な点があり、質問等がある場合は、回答をお待ちの上、その後に提出するなど、事前提出にあたってはご注意ください。
- ・複数の案件に参加される場合で、落札結果により、以降の入札を辞退する場合は、入札会場に参集いただき、案件ごとに判断して提出いただくか、「以降の入札を辞退する」旨の意思表示を行ってください。
- ・事前提出した場合でも、再度入札となった場合に参加する意思をお持ちの際は、当日会場に参集をお願いします。(詳しくは、下記の「7 再度入札について」を参照ください)

4 入札書等の作成について

(1) 入札書

- ・入札書は押印が必要です。案件ごとに作成し、封書してください。
- ・入札書の日付(作成日)は、入札日を記載してください。事前に提出する場合でも、入札日で統一してください。

(2) 入札用封筒

ア 持参による提出の場合

- ・基本的に従来と同じ方法で作成となります。
- ・封筒の目安は、長 3 程度としますが、指定いたしませんので、任意のものをご利用ください。ただし、窓付き封筒は、中が見えてしまうため使用しないでください。
- ・封筒へは、入札指名通知書や仕様書等に記載されている必要書類(入札書、同封することとなっている書類)が封入されているか確認の上、糊又は両面テープで封かんしてください。

イ 郵送による提出の場合

- ・郵送の封筒の宛名は、誤って他部署へ届くことがないように必ず「財政課」宛としてください。その他、郵便による提出用封筒の作成については、別紙「郵便提出用入札封筒の作成例」をご確認ください。
- ・同日に複数の案件に参加されている場合で、各案件の封筒を郵送するために1つの封筒に入れて送付することは認めますが、必ず案件ごとに入札書（封書）が必要であることに注意してください。

## 5 入札会場への参集

- ・当該案件の入札参加者であれば、全ての方が入札会場に入室できます。ただし、辞退した案件の入札は、会場へ入室できません。
- ・当日会場に参集しない場合は、上記のとおり入札書等を事前提出してください。
- ・事前提出した場合でも、当日会場に参集いただけます。  
※事前提出した場合でも、再度入札となった場合に参加する意思をお持ちの際は、当日会場に参集をお願いします。（詳しくは、下記の「7 再度入札について」を参照ください）
- ・会場に参集する参加者がいない場合は、「当該入札に関係のない職員」が立会います。

## 6 入札の執行

- ・入札は指名通知書に記載の日時、場所で執行します。
- ・会場は、換気のため窓やドアを開放して行います。
- ・事前に提出された入札書については、当日まで財政課で保管します。

## 7 再度入札について（※ 予定価格を事前公表している案件は、2回目を行いません。）

- ・1回目の入札で予定価格に達しない場合は、2回目の入札（再度入札）を行います
- ・再度入札は、入札会場ですぐ入札を行います。会場にいる再度入札の対象者に、その場で入札書を提出していただき、開札します。
- ・再度入札の入札書においても押印が必要ですので、必要に応じて送付の入札書をコピーする等ご準備をお願いします。
- ・再度入札となった場合、当日会場にいる全ての対象者が再度入札を辞退したとき、または全ての対象者が会場にいないときは、再度入札を中止し、その案件の入札は終了となります。  
※事前提出した場合でも、再度入札となった際に参加する意思をお持ちの方は、当日会場に参集することで再度入札に参加することができます。  
※当日会場にいない場合は、再度入札については、「辞退」として取り扱います。

## 8 くじについて

- ・落札者となるべき価格で入札する者が複数ある場合は、従来どおり抽選くじにより決定します。
- ・会場に参集している抽選対象者は、自ら抽選くじを引いていただきます。
- ・会場に参集していない抽選対象者の分は、「当該入札に関係のない職員」が抽選くじを引きます。

## 9 会場にいない方への入札結果の連絡

- ・落札者となった方へは、各案件が終了した後、電話又はFAX等を利用してお知らせします。落札者

の通知書は後日、お渡しします。

- ・落札者以外の方には、連絡は致しません。入札結果（落札者の発表）は、入札の翌日、市ホームページで公表しますので、そちらをご確認いただきますようお願いいたします。

#### 10 入札の辞退

- ・原則、入札日前日までに財政課へ辞退届を、郵送や FAX、メール又は持参により提出してください。事前に提出されている封書があり、開封していないものについては、当該入札者に返却するものとします。
- ・入札日当日の辞退は、会場で職員に申し出ていただき、後日、辞退届を提出いただきます。